

第3章 地域特性の把握

3.1 社会的状況

対象事業実施区域及びその周辺地域（以下、「対象事業実施区域周辺」という。）の社会的状況を把握するため、既存資料調査を行った。

3.1.1 人口の状況

泉南市、阪南市における人口の現況は表3.1.1のとおりである。また、過去5年間の人口の推移は表3.1.2のとおりである。泉南市、阪南市とも、人口はわずかに減少しているが、世帯数は逆に増加している。

表3.1.1 泉南市、阪南市における人口及び世帯数の現況（国勢調査結果）

平成22年10月1日現在

自治体名	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)	1世帯当りの人員
		総数	男	女		
泉南市	22,604	64,403	30,915	33,488	1,329	2.85
阪南市	20,500	56,646	27,022	29,624	1,569	2.76

出典：政府統計の総合窓口（e-Stat）

表3.1.2 泉南市、阪南市における人口及び世帯数の推移

各年3月31日現在

年次	泉南市		阪南市	
	人口（人）	世帯数	人口（人）	世帯数
平成21年	65,858	24,890	58,199	22,501
平成22年	65,686	25,024	58,134	22,751
平成23年	65,339	25,176	57,875	22,959
平成24年	64,984	25,239	57,610	23,134
平成25年	64,587	25,336	57,492	23,402
平成21年から平成25年の伸び率（%）	-1.9	+1.8	-1.2	+4.0

出典：泉南市ホームページ、阪南市ホームページ（住民基本台帳より）

3.1.2 産業の状況

泉南市、阪南市の産業分類別事業所数及び従業者数の推移は表 3.1.3 のとおりである。泉南市の事業所数は 2,449 人、従業員数は 26,865 人となっている。阪南市の事業所数は 1,784 人、従業員数は 13,596 人となっている。泉南市、阪南市ともに事業所数・従業員数は第三次産業の占める割合が高く、従業員数は泉南市が全体の 78.1%、阪南市が 79.3%を占めている。その内訳は、卸売・小売業の占める割合が最も高くなっている。

表3.1.3 産業分類別事業所数及び従業者数の推移

区分		泉南市				阪南市			
		事業所数		従業員数		事業所数		従業員数	
		(数)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(数)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
総数		2,449	100	26,865	100	1,784	100	13,596	100
第一次産業	農業・林業	4	0.2	46	0.2	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	1	0.1	5	0.0
第二次産業	鉱業	—	—	—	—	1	0.1	4	0.0
	建設業	221	9.0	1,387	5.2	179	10.0	845	6.2
	製造業	263	10.7	4,440	16.5	133	7.5	1,971	14.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給 水道事業	9	0.4	167	0.6	2	0.1	38	0.3
	情報通信業	13	0.5	62	0.2	11	0.6	67	0.5
	運輸業・郵便業	143	5.8	4,724	17.6	19	1.2	309	2.3
	卸売・小売業	641	26.2	5,525	20.6	447	25.1	2,989	22.0
	金融・保険業	17	0.7	171	0.6	20	1.1	228	1.7
	不動産業・物品賃貸業	205	8.4	525	2.0	132	7.4	367	2.7
	学術研究・専門 技術サービス業	50	2.0	363	1.4	54	3.0	198	1.5
	飲食店・宿泊業	219	8.9	1,932	7.2	188	10.5	1,152	8.5
	生活関連サービス業・娯楽業	200	8.2	896	3.3	199	11.2	817	6.0
	医療・福祉	161	6.6	3,499	13.0	172	9.6	2,348	17.2
	教育・学習支援業	121	4.9	977	3.6	112	6.3	1,061	7.8
	複合サービス事業	14	0.6	115	0.4	11	0.6	81	0.6
	サービス業 (他に分類されないもの)	154	6.3	1,469	5.5	95	5.3	503	3.7
	公務 (他に分類されないもの)	14	0.6	567	2.1	8	0.4	613	4.5

出典：「大阪府統計年鑑（平成 24 年度）」（大阪府）

注）構成比内訳合計は四捨五入のため 100%とはならない。

3.1.3 交通の状況

(1) 道路

泉南市、阪南市の主要道路における交通量は表 3.1.4 に示すとおりである。また、対象事業実施区域周辺の主要道路は図 3.1.1 に示すとおりである。

表 3.1.4 対象事業実施区域周辺の主要道路の交通量

単位：台

自治体名	路線名	観測地点	昼間12時間交通量 (7～19時)			24時間交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
泉南市	阪和自動車道	泉佐野 JCT～泉南	22,380	6,727	29,107	29,109	9,843	38,952
	阪和自動車道	泉南～阪南	17,097	5,166	22,263	22,219	7,663	29,882
	一般国道 26 号	泉南市北野	22,869	2,694	25,563	30,967	3,699	34,666
	一般国道 26 号	泉南市信達牧野	25,243	3,208	28,451	35,527	4,572	40,099
	一般国道 26 号	泉南市幡代	11,083	1,672	12,755	15,359	2,143	17,502
	大阪和泉泉南線	泉南市新家	9,521	447	9,968	13,022	933	13,955
	泉佐野岩出線	泉南市信達牧野	5,961	624	6,585	8,274	945	9,219
	泉佐野岩出線	泉南市信達六尾	11,960	2,591	14,551	16,773	3,433	20,206
	泉佐野岩出線（新）	泉南市双子池北	11,312	2,731	14,043	15,429	3,108	18,537
	泉佐野岩出線（新）	泉南市幡代 1 丁目	9,062	1,870	10,932	12,266	2,164	14,430
	堺阪南線	泉南市男里 4 丁目	11,845	1,433	13,278	15,865	2,130	17,995
	鳥取吉見泉佐野線	泉南市樽井	2,299	92	2,391	3,138	209	3,347
阪南市	阪和自動車道	阪南～和歌山北	20,088	5,996	26,084	26,192	8,805	34,997
	一般国道 26 号	大阪府阪南市箱作	12,575	2,602	15,177	16,365	4,427	20,792
	一般国道 26 号	大阪府阪南市箱作	8,700	1,801	10,501	11,853	3,058	14,911
	一般国道 26 号	大阪府阪南市桃の木台 2 丁目	13,182	2,182	15,364	17,204	3,384	20,588
	一般国道 26 号	大阪府阪南市箱作	9,087	1,875	10,962	12,019	2,889	14,908
	和歌山貝塚線	阪南市中溪	2,768	117	2,885	3,602	206	3,808
	自然田鳥取荘停車場線	阪南市石田	7,054	451	7,505	9,690	817	10,507

出典：平成 22 年度 道路交通センサス調査結果（国土交通省ホームページ）

(2) 鉄道

泉南市、阪南市内は JR 阪和線および南海鉄道南海本線が通っており、対象事業実施区域周辺には JR 阪和線が通っている。平成 19 年度から平成 23 年度の各駅における乗客数は表 3.1.5 に示すとおりである。

表 3.1.5 (1) 鉄道乗客数 (JR 阪和線)

単位：人

年 度	泉南市		阪南市	
	新家駅	和泉砂川駅	和泉鳥取駅	山中溪駅
平成 19 年度	3,135	5,208	2,388	188
平成 20 年度	3,030	5,198	2,325	184
平成 21 年度	2,937	5,123	2,287	174
平成 22 年度	2,793	4,858	2,255	176
平成 23 年度	2,753	4,725	2,258	190

参考：「大阪府統計年鑑（各年度）」（大阪府）

注）表内の数値は、1 日当たりの平均乗客数。

表 3.1.5 (2) 鉄道乗客数 (南海鉄道南海本線)

単位：人

年 度	泉南市		阪南市		
	岡田浦駅	樽井駅	尾崎駅	鳥取ノ荘駅	箱作駅
平成 19 年度	1,360	3,481	5,897	2,445	2,526
平成 20 年度	1,362	3,509	5,808	2,377	2,530
平成 21 年度	1,306	3,502	5,650	2,275	2,476
平成 22 年度	1,273	3,615	5,611	2,190	2,507
平成 23 年度	1,255	3,669	5,514	2,101	2,525

参考：「大阪府統計年鑑（各年度）」（大阪府）

注）表内の数値は、1 日当たりの平均乗客数。

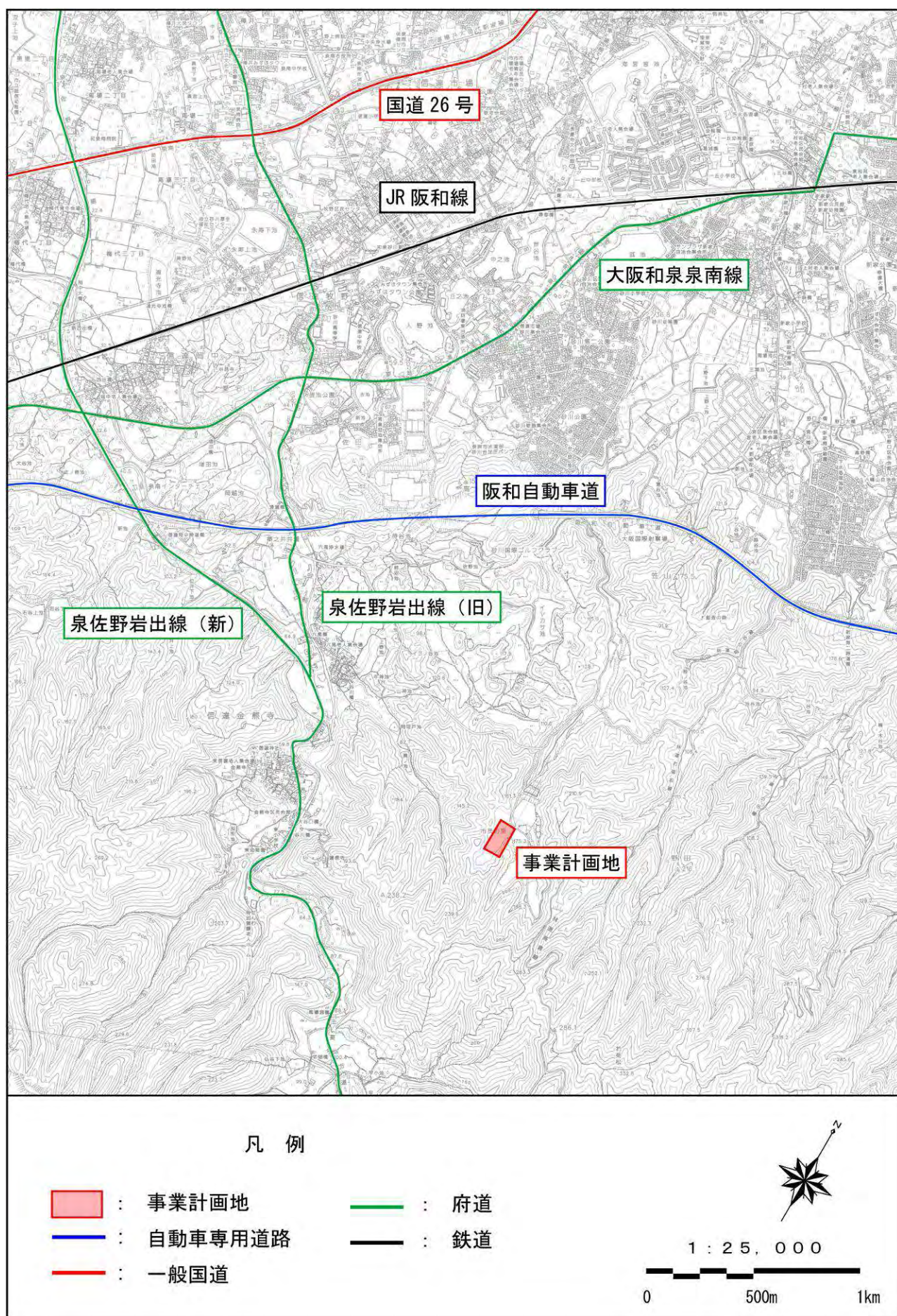


図 3.1.1 対象事業実施区域周辺の主要道路、鉄道網図

3.1.4 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

泉南市、阪南市における土地利用別面積は表 3. 1. 6 に示すとおりである。

平成 24 年度における泉南市の地目別面積の総数は、18, 254, 897 m^2 、阪南市は 12, 078, 696 m^2 ともに宅地が最も多く泉南市 7, 052, 094 m^2 （総数の 38. 6%）、阪南市 5, 181, 415 m^2 （総数の 42. 9%）次いで泉南市は田の 4, 259, 230 m^2 （同 23. 3%）、阪南市は山林の 3, 255, 155 m^2 （同 26. 9%）となっている。

対象事業実施区域周辺の都市計画法に基づく用途地域の指定状況は図 3. 1. 2 に示すとおりである。

表3. 1. 6 泉南市、阪南市における土地の地目別面積

（平成24年1月1日現在）

区 分	泉南市		阪南市	
	面積（ m^2 ）	割合	面積（ m^2 ）	割合
田	4, 259, 230	23. 3	2, 271, 657	18. 9
畑	893, 703	4. 9	197, 431	1. 6
宅 地	7, 052, 094	38. 6	5, 181, 415	42. 9
池 沼	—	—	30, 906	0. 3
山 林	3, 013, 827	16. 5	3, 255, 155	26. 9
原 野	136, 994	0. 8	110, 151	0. 9
（雑種地）鉄軌道	169, 426	0. 9	195, 222	1. 6
雑種地（鉄軌道を除く）	2, 729, 623	15. 0	836, 759	6. 9
総 数	18, 254, 897	100	12, 078, 696	100

注）課税の対象にならない土地を除く。

出典：「大阪府統計年鑑（平成 24 年度）」（大阪府）

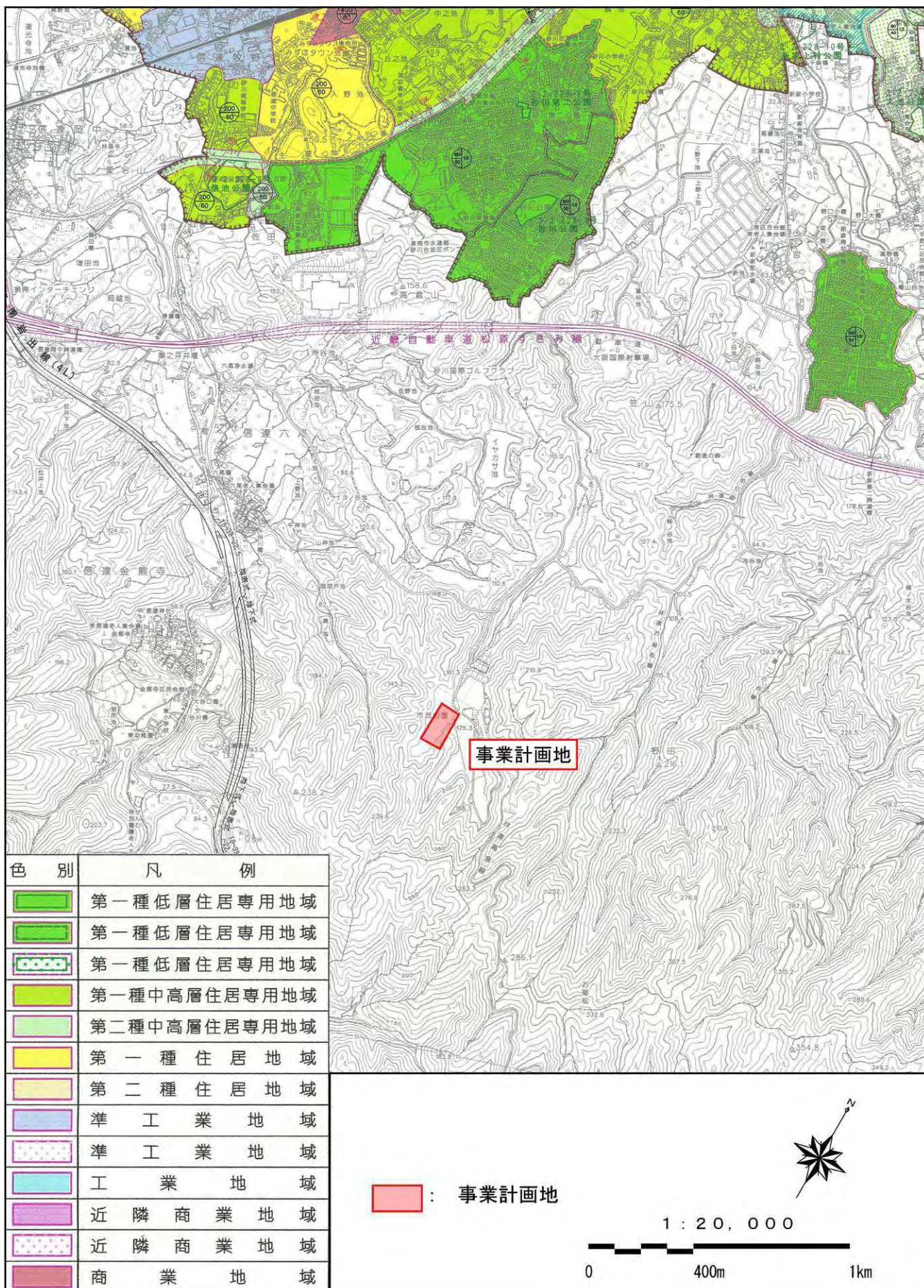


図 3.1.2 用途地域の指定状況

(2) 環境保全上留意すべき施設

環境保全上留意すべき施設として、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に定める図書館、並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームおよび配慮が必要と思われるその他の文化施設、社会福祉施設について整理を行った。

泉南市、阪南市における、環境保全上留意すべき施設は表 3.1.7 に示すとおりである。

このうち、対象事業実施区域の近隣に位置するものとしては、泉南市の（35）特別養護老人ホーム六尾の郷（西約 1.5km）、（9）東小学校（南西約 1.2km）がある。

表 3.1.7 (1) 環境保全上留意すべき施設（泉南市）

種別	番号	名称	種別	番号	名称
教育施設	1	くすのき幼稚園	児童福祉施設	22	鳴滝第 2 保育所
	2	あおぞら幼稚園		23	ココアンジュ新家
	3	砂川幼稚園		24	西信達保育園
	4	砂川第二幼稚園		25	信達保育所
	5	新家小学校		26	たるい保育園
	6	一丘小学校	医療施設	27	新泉南病院
	7	砂川小学校		28	白井病院
	8	信達小学校		29	紀泉病院
	9	東小学校		30	堀病院
	10	西信達小学校		31	野上病院
	11	鳴滝小学校		32	中谷病院
	12	樽井小学校		33	和泉南病院
	13	雄信小学校	図書館	34	泉南市立図書館
	14	新家東小学校	特別養護老人ホーム	35	特別養護老人ホーム六尾の郷
	15	泉南中学校		36	特別養護老人ホームせんわ
	16	西信達中学校		37	特別養護老人ホームなでしこりんくう
	17	一丘中学校	その他文化、社会福祉施設	38	泉南市立文化ホール
	18	信達中学校		39	古代史博物館
	19	りんくう翔南高等学校		40	大阪府立砂川厚生福祉センター
児童福祉施設	20	浜保育所		41	泉南市総合福祉センター
	21	鳴滝第 1 保育所			

表 3.1.7 (2) 環境保全上留意すべき施設（阪南市）

種別	番号	名称	種別	番号	名称
教育施設	1	尾崎幼稚園	教育施設	21	鳥取東中学校
	2	はあとり幼稚園		22	飯の峯中学校
	3	まい幼稚園		23	泉鳥取高等学校
	4	朝日幼稚園	児童福祉施設	24	石田保育所
	5	桃の木台幼稚園		25	下荘保育所
	6	さつき台幼稚園		26	尾崎保育所
	7	尾崎小学校		27	しいの実保育園
	8	西鳥取小学校		28	アルン西鳥取夢学舎
	9	下荘小学校		29	ワンワン保育園
	10	東鳥取小学校	医療施設	30	阪南市民病院
	11	波太小学校		31	大阪リハビリテーション病院
	12	舞小学校		32	玉井整形外科内科病院
	13	朝日小学校	図書館	33	阪南市立図書館
	14	上荘小学校	特別養護 老人ホーム	34	特別養護老人ホーム玉田山荘
	15	箱作小学校		35	特別養護老人ホーム 玉井泉陽園
	16	桃の木台小学校		36	特別養護老人ホーム ふれ愛四季の郷
	17	朝日小学校山中分校			
	18	鳥取中学校	その他文化、 社会福祉施設	37	サラダホール
	19	貝掛中学校		38	阪南市立老人福祉センター
	20	尾崎中学校			

3.2 生活環境

3.2.1 大気環境の状況

(1) 大気汚染常時監視の状況

泉南市には、対象事業実施区域から北約 3,800m の地点にある泉南市役所（泉南市樽井 1-1-1）に、
阪南市には対象事業実施区域から北約 6,800m の地点にある南海団地（阪南市舞 4-6-14）に、一般
環境大気測定局が設置され常時監視が行われている。

常時監視局の概要は表 3.2.1 に、対象事業実施区域からの位置関係は図 3.2.1 に示すとおりであ
る。

表 3.2.1 常時監視局の概要

測定局名	所在地	用途地域	設置年度	種別	測定項目	吸引口 高さ	気象計 高さ
泉南市役所	泉南市樽井 1-1-1	第 1 種住居	1988	一般局	NO _x , SO ₂ ^{注)} , SPM O _x , 風向、風速	10m	16m
南海団地	阪南市舞 4-6-14	第 1 種住居	1988	一般局	NO _x , SPM O _x , 風向、風速	5m	11m

注) 平成 20 年度まで測定を実施。

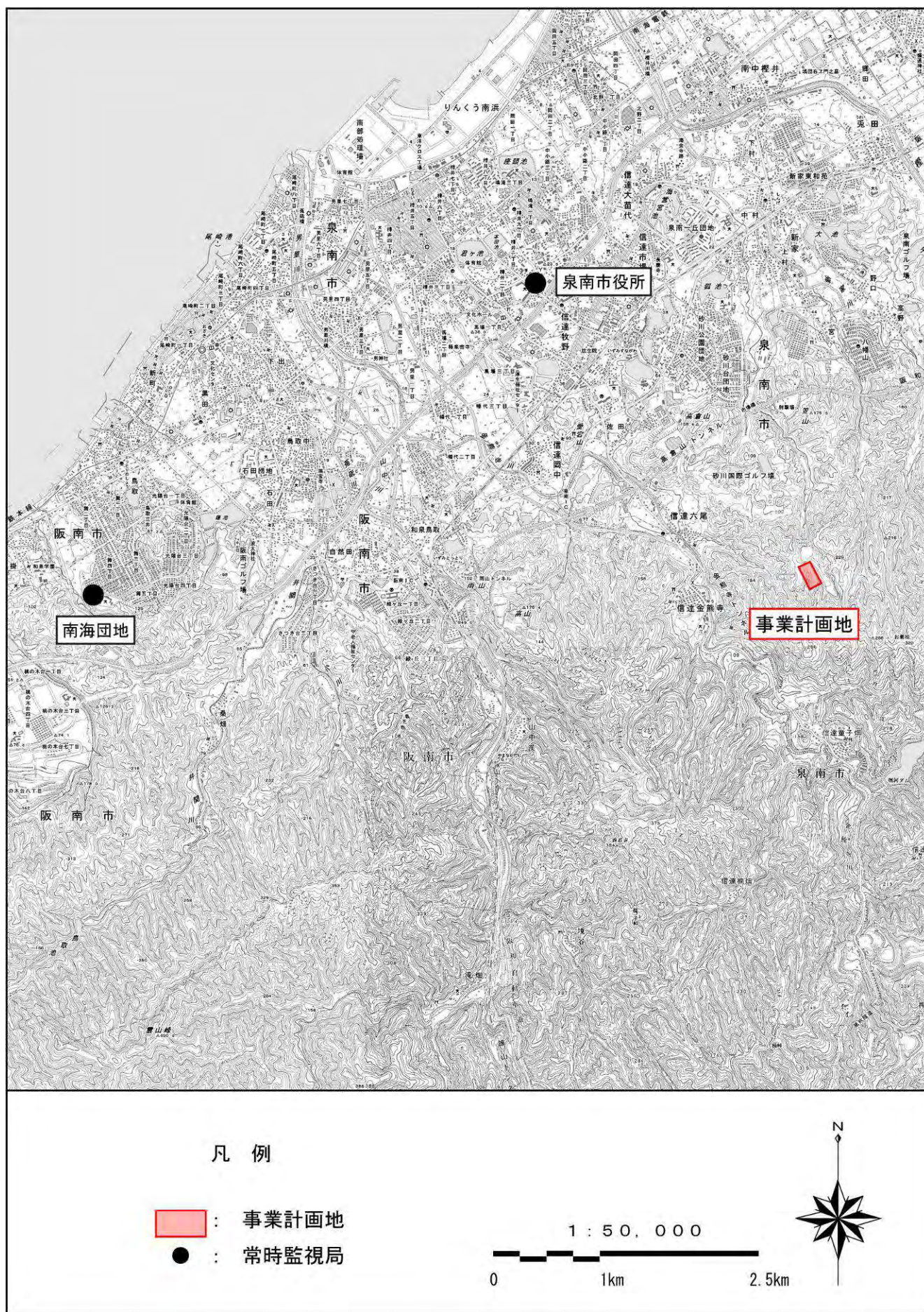


図 3.2.1 常時監視局位置図

(2) 大気環境の状況

① 気象

泉南市、阪南市とも大阪府南部に位置し、市域の北西は大阪湾に面し、南東は和泉山脈を境に和歌山県と接している。泉南市は、北東は檜井川を境界として田尻町・泉佐野市と、南西は男里川を境として阪南市に隣接している。阪南市は、北東は男里川を境として泉南市と、南西は泉南郡岬長と隣接している。

気候は、瀬戸内式気候に属し、平年の気温は 17℃で、降水量も 1115.4mm と比較的温暖な環境となっている。

表3.2.2 気象の状況（月別平均値、関西航空地方气象台）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)
1月	36.6	6.5	9.2	4.0	5.1
2月	59.9	7.0	10.1	4.1	4.8
3月	89.7	9.2	12.8	6.0	4.8
4月	86.6	14.3	18.3	10.7	4.3
5月	123.1	18.9	23.1	15.4	4.1
6月	125.3	23.0	27.0	20.2	3.7
7月	150.1	26.6	30.3	24.0	4.1
8月	84.5	28.2	32.2	25.5	4.0
9月	86.4	25.6	29.3	22.9	4.4
10月	127.3	20.0	23.0	17.2	4.3
11月	89.3	15.0	17.7	12.1	4.4
12月	56.6	9.5	12.2	6.9	5.4
年	1115.4	17.0	20.4	14.1	4.4
統計期間	2003～2010	2003～2010	2003～2010	2003～2010	2003～2010
資料年数	8	8	8	8	8

出典：平年値（気象統計情報 気象庁）

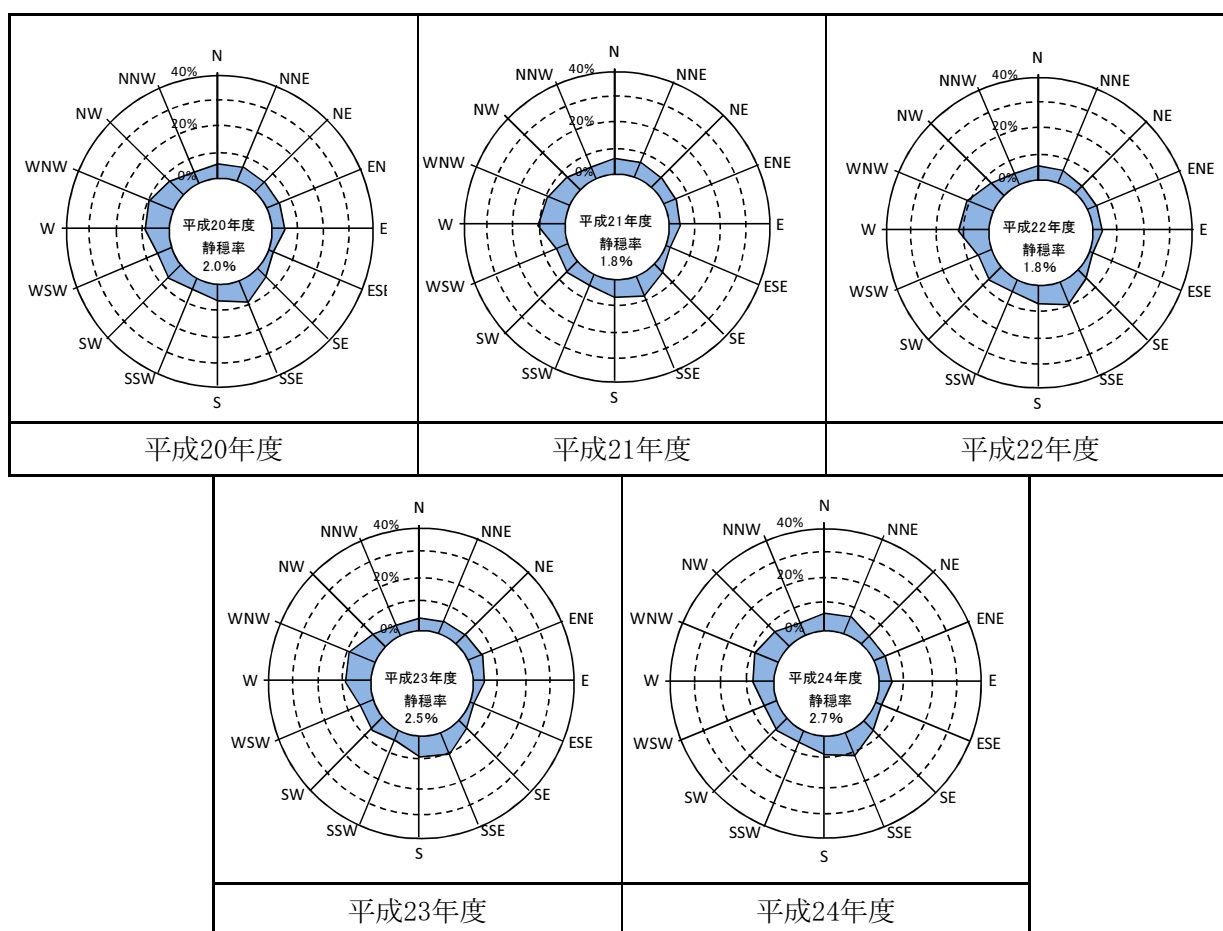
② 風況

泉南市役所に設置された大気測定局における地上気象の調査結果は表3.2.3に、風配図は図3.2.2に示すとおりである。

各年度とも、西の風と南南東の風が多く出現していた。

表 3.2.3 風向・風速の調査結果

項目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
最多風向 出現率 (%)	SSE (10.2)	W (9.5)	W (10.8)	SSE (10.0)	SSE (10.0)
平均風速 (m/s)	2.0	2.1	2.1	2.1	2.0
静穏出現率 (%)	2.0	1.8	1.8	2.5	2.7



出典：大阪府環境農林水産総合研究所「大阪府地域大気汚染常時監視測定データファイル」

図 3.2.2 風配図

③ 大気環境

ア. 二酸化硫黄

泉南市役所局における二酸化硫黄の測定結果は表 3. 2. 4 に示すとおりである。

日平均値の 2%除外値（平成 20 年度）は 0. 009ppm であり、環境基準（長期的評価）を満足していた。平成 20 年度から過去 5 年の経年変化の状況は表 3. 2. 5 および図 3. 2. 3 に示すとおりである。

表 3. 2. 4 二酸化硫黄の状況

年度	年平均値	1 時間値の 最高値	1 時間値が 0. 10ppm を 超えた 時間数	日平均値が 0. 04ppm を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	環境基準の長期的 評価による日平均 値が 0. 04ppm を 超えた日数
	ppm	ppm	時間	日	ppm	日
平成 16 年度	0. 005	0. 021	0	0	0. 010	0
平成 17 年度	0. 005	0. 037	0	0	0. 010	0
平成 18 年度	0. 005	0. 031	0	0	0. 010	0
平成 19 年度	0. 005	0. 020	0	0	0. 010	0
平成 20 年度	0. 005	0. 020	0	0	0. 009	0

表 3. 2. 5 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

年度 地点	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
泉南市役所	0. 005	0. 005	0. 005	0. 005	0. 005

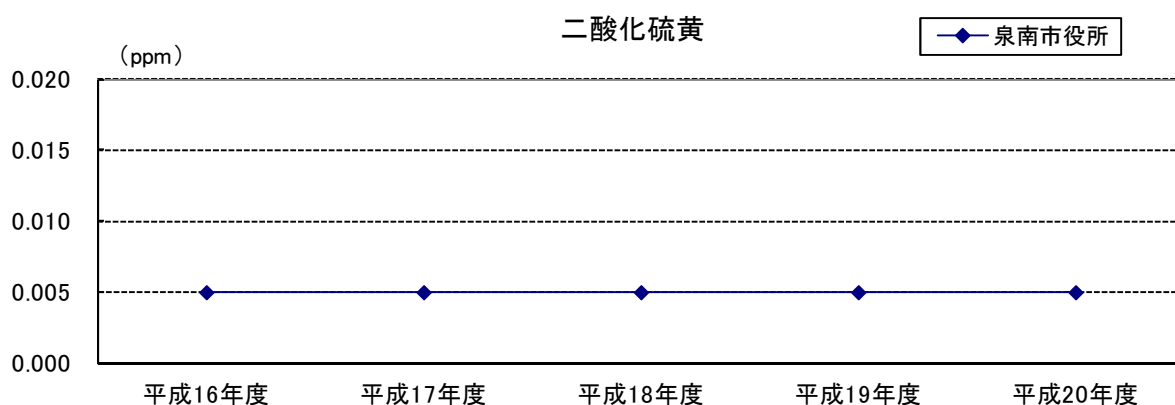


図 3. 2. 3 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

イ．窒素酸化物

泉南市役所局、南海団地局における窒素酸化物の測定結果は表 3.2.6 に示すとおりである。

日平均値の年間 98% 値（平成 23 年度）は、泉南市役所では 0.029ppm、南海団地では 0.024ppm であり、ともに環境基準を満足していた。平成 23 年度から過去 5 年の経年変化の状況は表 3.2.7 および図 3.2.4 に示すとおりである。

表 3.2.6 窒素酸化物の状況

測定局	年度	二酸化窒素				一酸化窒素		NO ₂ NO+NO ₂ %
		年平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 年間 98% 値	98% 値評価 による 日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	年平均値	1 時間値の 最高値	
		ppm	ppm	ppm	日	ppm	ppm	
泉南市役所	平成 19 年度	0.015	0.062	0.031	0	0.004	0.101	77.6
	平成 20 年度	0.015	0.066	0.031	0	0.005	0.081	76.6
	平成 21 年度	0.013	0.072	0.029	0	0.004	0.102	77.8
	平成 22 年度	0.012	0.073	0.028	0	0.003	0.096	78.5
	平成 23 年度	0.011	0.071	0.029	0	0.003	0.072	76.8
南海団地	平成 19 年度	0.009	0.061	0.025	0	0.001	0.093	89.6
	平成 20 年度	0.009	0.061	0.024	0	0.001	0.050	89.0
	平成 21 年度	0.008	0.067	0.022	0	0.001	0.052	89.9
	平成 22 年度	0.007	0.058	0.021	0	0.001	0.038	89.4
	平成 23 年度	0.008	0.055	0.024	0	0.001	0.046	88.8

表 3.2.7 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

年度 測定局	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
泉南市役所	0.015	0.015	0.013	0.012	0.011
南海団地	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008

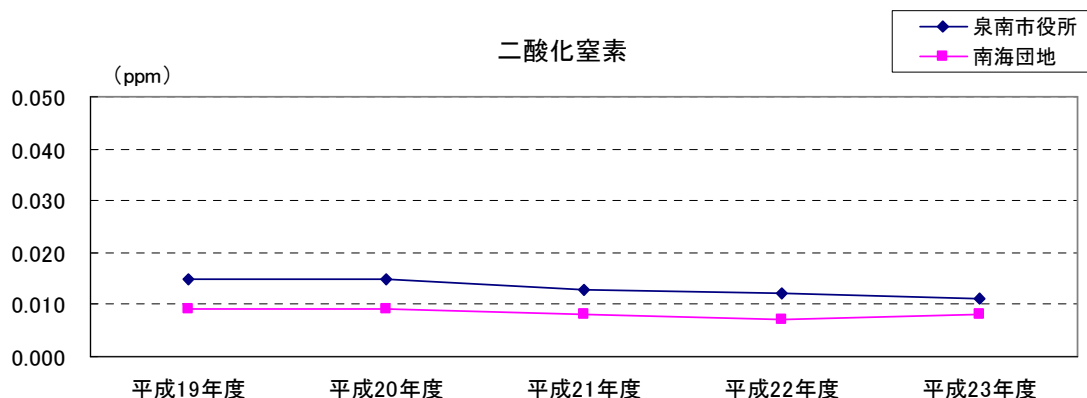


図 3.2.4 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

ウ．浮遊粒子状物質

泉南市役所局、南海団地局における浮遊粒子状物質濃度の測定結果は表 3.2.8 に示すとおりである。

日平均値の 2%除外値（平成 21 年度）は、泉南市役所では 0.048mg/m³、南海団地では 0.043 mg/m³ であり、ともに環境基準（長期的評価）を満足していた。平成 23 年度から過去 5 年の経年変化の状況は表 3.2.9 および図 3.2.5 に示すとおりである。

表 3.2.8 浮遊粒子状物質の状況

測定局	年度	年平均値	1 時間値の 最高値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数
		mg/m ³	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	日
泉南市役所	平成 19 年度	0.023	0.314	13	1	0.074	0
	平成 20 年度	0.024	0.100	0	0	0.054	0
	平成 21 年度	0.019	0.541	9	1	0.047	0
	平成 22 年度	0.023	0.147	0	1	0.067	0
	平成 23 年度	0.020	0.204	1	2	0.048	2
南海団地	平成 19 年度	0.024	0.322	12	1	0.062	0
	平成 20 年度	0.022	0.106	0	0	0.047	0
	平成 21 年度	0.022	0.643	10	1	0.048	0
	平成 22 年度	0.022	0.164	0	1	0.061	0
	平成 23 年度	0.021	0.230	5	3	0.043	3

表 3.2.9 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

単位：mg/m³

年度 測定局	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
泉南市役所	0.023	0.024	0.019	0.023	0.020
南海団地	0.024	0.022	0.022	0.022	0.021

単位：mg/m³

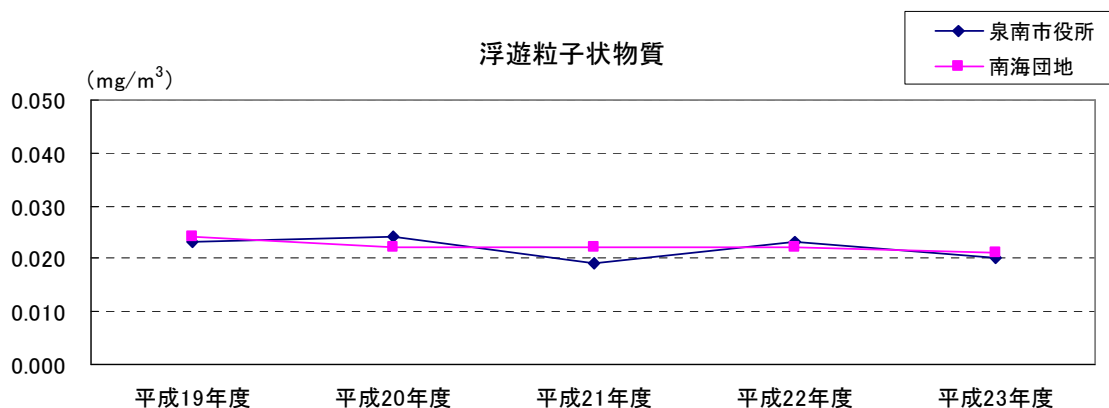


図 3.2.5 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

エ. ダイオキシン類

泉南市役所、南海団地で実施されたダイオキシン類の調査結果は表 3. 2. 10 に示すとおりである。直近に実施された調査結果（年平均値）は、泉南市役所では 0. 013pg-TEQ/m³、南海団地では 0. 016pg-TEQ/m³ であり、ともに環境基準を満足していた。平成 23 年度（泉南市役所は平成 22 年度）から過去 5 回の経年変化の状況は図 3. 2. 6 に示すとおりである。

表 3. 2. 10 ダイオキシン類の状況

単位：pg-TEQ/m³

年度 地点	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
泉南市役所	0. 045	0. 041	0. 12	0. 039	—	0. 013	—
南海団地	0. 035	0. 026	0. 025	—	0. 021	—	0. 016

出典：「大阪府ダイオキシン類常時監視調査結果報告書（平成 17 年度～平成 23 年度）」大阪府
注）測定を実施していない年度は—で表示している。

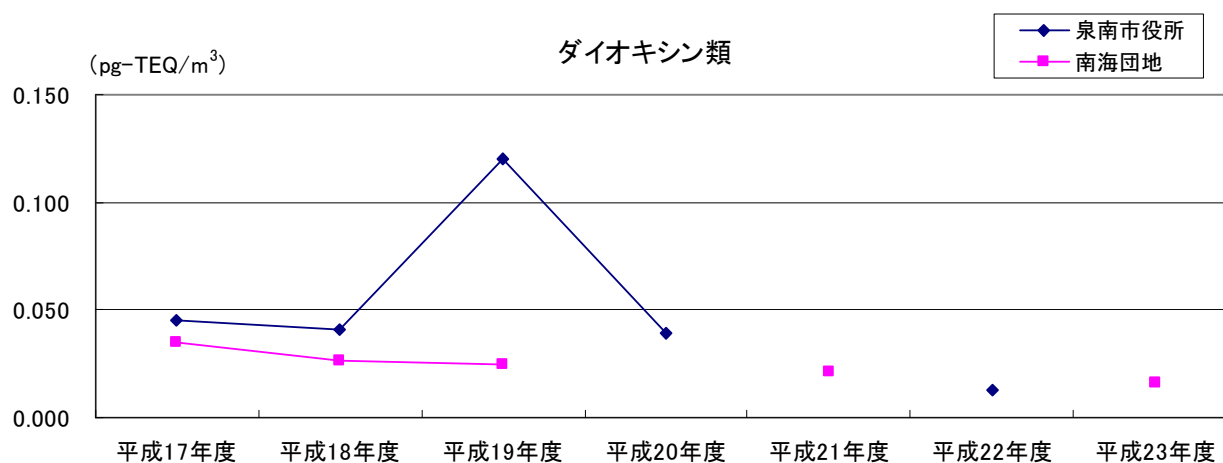


図 3. 2. 6 ダイオキシン類の経年変化

(3) 騒音

泉南市、阪南市における道路に面する地域の騒音測定結果（平成 23 年度）は、表 3.2.11 に示すとおりである。阪南市域の国道 26 号線および市道箱作駅前線において、環境基準値を上回っていた。

表 3.2.11 騒音測定結果（道路に面する地域）

自治体名	道路名	車線数	測定場所	地域類型	測定値 (昼間:6 時～22 時) L_{Aeq} : 等価騒音レベル	環境基準 (昼間)
泉南市	国道 26 号	6	泉南市信達市場 1584-1	近	68○	70
	府道泉佐野岩出線	4	泉南市男里 5-381-1	近	65○	70
	府道堺阪南線	2	泉南市男里 3-335-1	近	68○	70
	府道樽井停車場樽井線	2	泉南市樽井 6-1615	近	65○	70
阪南市	国道 26 号	2	阪南市黒田 430	近	68○	70
	国道 26 号	2	阪南市箱作 1117	近	71×	70
	国道 26 号	2	阪南市自然田 607	近	63○	70
	府道和歌山貝塚線	2	阪南市山中溪	近	65○	70
	府道自然田鳥取荘停車場線	2	阪南市石田 281	近	67○	70
	市道箱作駅前線	2	阪南市箱作 3186	B	66×	65

出典：「平成 23 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 25 年 2 月、大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課）

注）表中測定値の○印は環境基準達成を、×は非達成を示す。

(4) 振動

泉南市、阪南市では振動の測定を実施していないため、隣接する泉佐野市の測定結果を取りまとめた。平成 23 年度の泉佐野市の道路に面する地域における騒音の測定結果は、表 3.2.12 に示すとおりである。

全ての地点において要請限度（昼間）に適合していた。

表 3.2.12 振動測定結果

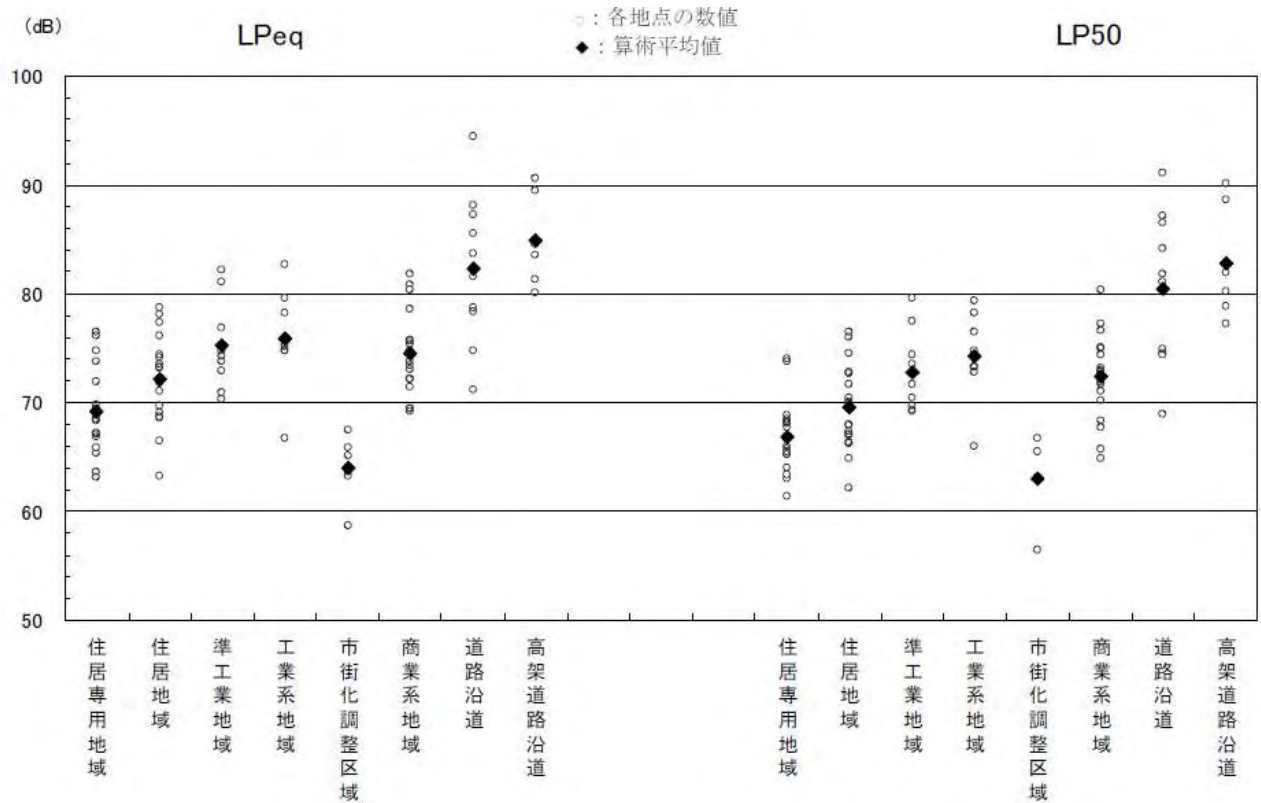
自治体名	道路名	車線数	測定場所	地域類型	測定値 (昼間:6 時～21 時) L_{10} : 時間率振動レベル 80%レンジ上端値	要請限度 (昼間)
泉佐野市	国道 26 号	4	泉佐野市中町 4-1	第 2 種	35○	65
	国道 170 号	2	泉佐野市上瓦屋 450-1	第 2 種	43○	65
	国道 481 号	6	泉佐野市高松西 1-2080	第 2 種	31○	65
	府道大阪臨海線	4	泉佐野市りんくう往来北 1-20	第 2 種	41○	65

出典：「平成 23 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 25 年 2 月、大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課）

注）表中測定値の○印は要請限度適合を示す。

(5) 低周波音

泉南市、阪南市では低周波音の測定を実施していないため、大阪府における一般環境中の低周波音圧レベルの測定結果を取りまとめた。大阪府における一般環境中の低周波音圧レベルは図 3.2.7 に示すとおりである。



出典：「平成 24 年度大阪府環境白書」（大阪府）

注）図左側は 1～90Hz のオーバーオール値の等価騒音レベルを示し、図右側は 1～90Hz のオーバーオール値の時間率騒音レベルの中央値を示しており、両図とも平坦特性である。

図 3.2.7 大阪府における一般環境中の低周波音圧レベル

(6) 悪臭

悪臭は「感覚公害」ともいわれ、物的被害を生ずることはまれである。その多くは心理的、精神的な影響が主体となっており、住民の衛生的で快適な生活環境に影響を及ぼすことから、苦情の発生件数も多くなっている。

「大阪府環境白書」（平成 24 年度版）によると、平成 23 年度に府内の市町村等が受け付けた悪臭に関する苦情は、612 件あった。会社・事業所に関する分類可能な産業について、発生源別の内訳は、製造業（131 件）、飲食店・宿泊業（58 件）、建設業（30 件）の順で多い状況であった。

3.3 自然的環境

3.3.1 地形及び地質の状況

事業計画地の周辺一帯の地質は和泉層群から形成されており、敷地の北東端境界部に向斜構造を持つ礫岩層の露頭が見られる。この和泉層群の砂礫により盛土され、地表部は泥岩、礫岩の小片の混じった砂質土となっている。

3.4 関係法律・条例等による指定・規制等

3.4.1 環境の保全を目的とした法令等の状況

(1) 大阪府環境基本条例に基づく大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府は、「大阪府環境基本条例（平成 6 年 3 月、大阪府条例第 5 号）」第 9 条に基づき、「大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 23 年 3 月）」を策定している。大阪府全域を対象とした環境保全目標として、新たな環境総合計画は「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」、「健康で安心して暮らせる社会の構築」の 4 つの分野で施策を推進しすることとしている。

(2) 大阪府環境影響評価条例

「大阪府環境影響評価条例（平成 10 年 3 月、大阪府条例第 3 号）」は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的に策定されたものである。なお、本対象事業は、当該条例の対象事業ではない。

(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例

「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年 3 月、大阪府条例第 6 号）」は、生活環境の保全等に関し、府、市町村、事業者および府民の責務を明らかにするとともに、府の施策を定めてこれを推進し、公害の防止のための規制を行い、もって府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に資することを目的としたものである。

(4) 泉南市の公害防止と環境保全に関する条例

泉南市は「泉南市の公害防止と環境保全に関する条例（昭和 50 年 3 月 29 日条例第 11 号）」を制定している。本条例は、人間優先の理念にのっとり、公害の防止その他生活環境保全に必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な暮らしを保護することを目的としており（第 1 条）、市は、市民の健康で快適な暮らしを保護するため、あらゆる努力をはらって、公害の防止に努めなければならないとし（第 5 条）、市は、公害を防止するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を策定し、これを実施しなければならないとしている（第 6 条）。

必要な施策（第6条）

- (1) 公害の防止に関する必要な規制の措置を講ずること。
- (2) 公害の状況をは握し、及び公害の防止のための規制措置を適正に実施するために必要な監視及び測定の体制の整備に努めること。
- (3) 公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施すること。
- (4) 公害に関する知識の普及及び情報の提供に努めること。
- (5) 公害に関する苦情の処理の体制を整備し、適切な処理に努めるとともに、公害に関する紛争について適正な解決を図ること。
- (6) 公害に係る被害を受けた者に対し、その実情並びに健康に及ぼす影響の調査及びその他必要な措置を講じ、又は必要な措置が講ぜられるように努めること。
- (7) 都市の開発及び地域の整備に関する施策の策定並びにその実施にあつては、公害の防止について特に配慮すること。
- (8) 中小企業者が行う公害の防止のための施設の整備等について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めること。

3.4.2 対象事業に関連する基準値、規制値の状況等

本事業における火葬場供用時に関連する事項について記載する。

(1) 大気汚染

① 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は表3.4.1に、二酸化窒素に係る環境基準は表3.4.2に、ダイオキシン類に係る環境基準は表3.4.3に示すとおりである。

表 3.4.1 大気の汚染に係る環境基準

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日、環境庁告示第25号）
（最終改正：平成8年10月25日、環境庁告示第73号）

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。		

表 3.4.2 二酸化窒素に係る環境基準

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日、環境庁告示第38号）
（最終改正：平成8年10月25日、環境庁告示第74号）

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。		

表3.4.3 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）
（最終改正：平成21年3月31日、環境省告示第11号）

物質	基準値	測定方法
大気中のダイオキシン類	0.6pg-TEQ/g以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 2：大気の基準値は、年平均値とする。		

② 大気汚染防止法に基づく排出基準

火葬炉施設は「大気汚染防止法（昭和43年6月、法律第97号）」（以下、「法」という。）の規制対象施設ではないので、ここでは廃棄物焼却炉に係る排出基準を参考に示す。

ア) 硫黄酸化物 (SO_x)

・個別排出基準 (K値規制)

硫黄酸化物に係る排出基準は、K値規制方式であり、泉南市では特別排出基準 (K値：1.75, 新設時) による規制が行われている。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{\left(1 + \frac{2.58}{V}\right)}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log_{10} J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

q：硫黄酸化物の許容排出量 m³(N)/h

K：政令で定める値

H_e：上式で補正された排出口の高さ m

H_o：排出口の実高さ m

H_m：運動量による上昇高さ m

H_t：浮力による上昇高さ m

Q：15℃における排出ガス量 m³/s

V：排出ガスの排出速度 m/s

T：排出ガスの温度 K

・総量規制・燃料使用基準

「硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準（昭和52年9月、大阪府告示第1322号）」は、法第5条の2第1項および第3項および第15条の2第3項に基づき規定している。

総量規制は、1時間あたりの原燃料使用量が重油換算値で0.8kL以上使用する工場・事業場（以下「特定工場等」という。）に設置されている全ての硫黄酸化物に係る「※ばい煙発生施設」において、工場・事業場ごとに排出する硫黄酸化物の量を規制するものである。

※：「ばい煙発生施設」とは、廃棄物焼却炉の場合、「火格子面積が2m²以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上」をさす。

燃料使用基準は、工場・事業場において硫黄酸化物に係る「ばい煙発生施設」を設置しているもののうち特定工場等以外のものに適用され、燃料の硫黄含有率を規制するものである。

泉南市は、硫黄酸化物の排出に係る総量規制及び燃料使用基準の指定地域に含まれている。

イ) ばいじん

法に基づくばいじんに係る排出基準（廃棄物焼却炉）は、表3.4.4に示すとおりである。

泉南市は特別排出基準が適用される。

表3.4.4 ばいじんに係る排出基準

施設名	焼却能力	特別排出基準（g/Nm ³ ）
廃棄物焼却炉 （火格子面積が 2m ² 以上であるか、 又は焼却能力が 200kg/時以上）	4,000kg/時以上	0.04
	2,000kg/時以上 4,000kg 未満	0.08
	2,000kg/時未満	0.15

注）排出基準は残存酸素濃度 12%の換算値

ウ) 窒素酸化物（NO_x）

・個別排出基準

法に基づく廃棄物焼却炉にかかる窒素酸化物の排出基準は、表3.4.5に示すとおりである。

表3.4.5 窒素酸化物に係る排出基準

廃棄物焼却炉	排出基準（ppm）
火格子面積が 2m ² 以上であるか、又は焼却能力が 200kg/時以上のもの（連続炉以外のものにあつては排出ガス量が 4 万 Nm ³ /時以上のものに限る）	250

注）排出基準は残存酸素濃度 12%の換算値

・総量規制

「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準（昭和57年10月、大阪府告示第1315号）」は法第5条の2第1項および第3項の規定に基づき規定しているものである。総量規制は、1時間当たりの原燃料使用量が重油換算値で2.0kL以上使用する工場・事業場に適用され、排出する窒素酸化物の量を規制するものである。

泉南市は、窒素酸化物の排出に係る総量規制の適用地域には含まれていない。

③ ダイオキシン類特別措置法に基づく排出基準

ダイオキシン類特別措置法（平成11年7月、法律第105号）」に基づき、廃棄物焼却炉に関しては表3.4.6に示すとおりダイオキシン類の排出基準を定めている。火葬炉施設は、ダイオキシン類特別措置法の規制対象施設ではないことから、廃棄物焼却炉に係る排出基準を参考に示す。

表 3.4.6 ダイオキシン類の排出基準

施設名	焼却能力	特別排出基準（ng-TEQ/Nm ³ ）
廃棄物焼却炉 （火格子面積が 0.5m ² 以上であるか、 又は焼却能力が 50kg/時以上）	4,000kg/時以上	0.1
	2,000kg/時以上 4,000kg 未満	1
	2,000kg/時未満	5

④ 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく排出基準

火葬炉施設は「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年3月、大阪府条例第6号）」の規制対象施設ではないことから、ここでは廃棄物焼却炉に係る排出基準を参考に示す。

ア) ばいじん

ばいじんに関しては、表3.4.7に示す排出基準が示されている。

表3.4.7 ばいじんの排出基準

施設名	焼却能力	排出基準（g/Nm ³ ）
廃棄物焼却炉	火格子面積が 1m ² 以上 2m ² 未満であるか、 又は焼却能力が 100kg/時以上 200kg/時未満	0.50

注 1) 排出基準は残存酸素濃度 12%の換算値

注 2) 泉南市は地域区分 B の排出基準を適用。

⑤ その他の規制基準・指導要綱・指導方針等

ア) 総量規制・燃料使用基準・指導値等

前述のとおり、「硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準（昭和52年9月、大阪府告示第1322号）」により、工場・事業場において排出する硫黄酸化物の総量を規制し、使用燃料を規制している。泉南市はこの指定地域（B-2地域）に含まれる。廃棄物焼却炉において総量規制の対象となる焼却能力および総量規制は表3.4.8に示すとおりである。

表3.4.8 硫黄酸化物の総量規制

施設名	焼却能力	総量規制
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上であるか、 又は焼却能力が 200kg/時以上のもの	(B-2 地域) $Q=5.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 5.0 \times \{ (W+Wi)^{0.85} - W^{0.85} \}$

注) 1 時間当たりの原燃料使用量が重油換算値で 0.8kL 以上使用する工場・事業場に適用

Q：特定工場等の許容排出量（単位 Nm³/h）

W：特定工場等に設置される全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原燃料の量（Wi を除く）
（単位 重油換算 kL/h）

Wi：基準日以降に設置される全てのばい煙発生施設において使用される原燃料の量（単位 重油換算 kL/h）

燃料使用基準は、指定地域内の工場又は事業場に設置される全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される燃料の硫黄含有率の許容限度である。泉南市の場合、0.5kL以上0.8kL未満の場合は0.8（重量比%）、0.5kL未満は1.0（重量比%）が適用される。

イ) その他の指針等

a) 大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針

「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針（平成15年4月、大阪府告示第618号）」では、廃棄物焼却炉に関して環境の汚染を未然に防止するために、ばいじん、有害物質、ダイオキシン類等の排出を抑制するために指導事項を定めており、施設の構造基準、維持管理基準、ダイオキシン類の濃度基準等を規定している。

b) 火葬炉に係るガイドライン

「火葬炉設備選定に係るガイドラインの作成に関する研究（平成2年度厚生行政科学研究事業研究報告書）」では、火葬場に適用されるべき火葬炉各種計算方法の統一、公害防止基準値の設定ならびに火葬炉設備構造等のガイドラインの設定についてまとめている。

c) 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針

「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月厚生省生活衛生局 火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会）」では、火葬場からのダイオキシン類の排出抑制のための対策、指針値を定めている。

(2) 騒音

① 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準の地域の類型指定は表3.4.9に、騒音に係る環境基準は表3.4.10に示すとおりである。

事業計画地周辺は市街化調整区域であるため、B地域となる。

表3.4.9 騒音に係る環境基準の地域の類型指定

「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」
(平成22年9月24日 泉南市告示第75号)

指定する区域	市の区域のうち、次に掲げる地域
--------	-----------------

区域の区分	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（関西国際空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。）
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）及び工業地域および工業専用地域（関西国際空港の敷地を除く。）

表3.4.10 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）
(最終改正：平成17年5月26日 環境省告示第45号)
「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」
(平成22年9月24日 泉南市告示第75号)

地域の類型	基準値	
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
AおよびB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず表 3.4.11 の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

表3.4.11 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として表 3. 4. 12 の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

表3. 4. 12 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

基準値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

注1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道および市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

② 特定工場等に関する規制

騒音規制法では、工場・事業場のうち、規制地域内において特定施設を設置しているものについて騒音規制の対象としている。規制地域の指定と規制基準値は表3. 4. 13および表3. 4. 14に示すとおりである。

事業計画地周辺は市街化調整区域であるため、第二種区域となる。

表3. 4. 13 騒音規制法に基づく地域の指定（特定工場）

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」
（平成22年9月24日 泉南市告示第77号）

指定する区域	市の区域のうち次に掲げる地域以外の地域 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた工業専用地域 (2) 関西国際空港の敷地 (3) 工業用の埋立地のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
--------	--

表3.4.14 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)
 (最終改正：平成18年9月29日 環境省告示第132号)
 「騒音規制法に基づく指定地域の騒音規制基準」
 (平成22年9月24日 泉南市告示第78号)

区域の区分		規制基準 (単位：dB)			
		朝 (午前6時から 午前8時まで)	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	夕 (午後6時から 午後9時まで)	夜間 (午後9時から 午前6時まで)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校保育所等の 周囲50メートルの 区域及び第2種区域の 境界線から15メー トル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

備考

- 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。
 ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - 第二種区域 都市計画法第2章の規定に定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
 - 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第四種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
- 「既設の学校、保育所」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。

③ 特定建設作業に関する規制

建設作業中の騒音に対しては、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。規制地域の指定と規制基準値は表 3. 4. 15 および表 3. 4. 16 に示すとおりである。

なお、事業計画地周辺は市街化調整区域であるため、一号区域となる。

表3. 4. 15 騒音規制法に基づく地域の指定（特定建設作業）

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」
(平成22年9月24日 泉南市告示第77号)

指定する区域	市の区域のうち次に掲げる地域以外の地域 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた工業専用地域 (2) 関西国際空港の敷地 (3) 工業用の埋立地のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
--------	--

表 3. 4. 16 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号)
(最終改正：平成 12 年 3 月 28 日 環境省告示第 16 号)
「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域」
(平成 22 年 9 月 24 日 泉南市告示第 80 号)

項 目		規制の基準
騒音の大きさ	基準値	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85dB を超える大きさのものでないこと
作業ができない時間	一号区域	午後 7 時～午前 7 時
	二号区域	午後 10 時～午前 6 時
1 日の作業時間	一号区域	10 時間以内
	二号区域	14 時間以内
同一場所における作業時間		連続して 6 日以内
日曜・休日における作業		禁止
備考 「一号区域」、「二号区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。 (1) 一号区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内の範囲 (2) 二号区域 前号に掲げる区域以外の区域		

④ 道路交通騒音の限度（要請限度）

騒音規制法では、自動車の走行に伴い発生する道路交通騒音の限度（要請限度）が定められている。区域の指定と要請限度は表 3. 4. 17 および表 3. 4. 18 に示すとおりである。

事業計画地周辺は市街化調整区域であるため、b 区域となる。

表 3. 4. 17 道路交通騒音の限度に係る区域の指定

「騒音規制法第17条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 （平成12年3月2日 総理府令第15号）
 （最終改正：平成23年11月30日 環境省令第32号）
 「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分」
 （平成22年10月1日 泉南市告示第79号）

指定する区域	市の区域のうち、次に掲げる地域
--------	-----------------

区域の区分	該当地域
a区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（関西国際空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。）
c区域	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）及び工業地域および工業専用地域（関西国際空港の敷地を除く。）

表3. 4. 18 道路交通騒音の限度（要請限度）

区域の区分	基準値	
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注) 幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

(3) 振動

① 特定工場に関する規制

振動規制法では、工場・事業場のうち、規制地域内において特定施設を設置しているものについて振動規制の対象としている。規制地域の指定と規制基準値は表3. 4. 19および表3. 4. 20に示すとおりである。

事業計画地周辺は市街化調整区域であるため、第一種区域となる。

表3. 4. 19 振動規制法の規定に基づく地域の指定

「振動規制法に基づく地域の指定」
(平成22年9月24日 泉南市告示第71号)

指定する区域	市の区域のうち次に掲げる地域以外の地域 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた工業専用地域 (2) 関西国際空港の敷地 (3) 工業用の埋立地のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
--------	--

表3. 4. 20 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
(昭和51年11月10日 環境庁告示第90号)
(最終改正：平成18年9月29日 環境省告示第132号)
「振動規制法に基づく規制基準の設定」
(平成22年9月24日 泉南市告示第72号)

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		午前6時から午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第一種区域		60dB以下	55dB以下
第二種区域（Ⅰ）		65dB以下	60dB以下
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第1種区域の境界線から15メートル以内の区域	65dB以下	60dB以下
	その他の区域	70dB以下	65dB以下

備考

- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域（Ⅰ）」及び「第二種区域（Ⅱ）」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
 - 第二種区域（Ⅰ） 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第二種区域（Ⅱ） 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。

② 特定建設作業に関する規制

建設作業中の振動に対しては、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。規制地域の指定と規制基準値は表 3. 4. 21 および表 3. 4. 22 に示すとおりである。

なお、事業計画地周辺は市街化調整区域であるため、一号区域となる。

表3. 4. 21 振動規制法に基づく地域の指定（特定建設作業）

「振動規制法に基づく地域の指定」
(平成22年9月24日 泉南市告示第71号)

指定する区域	市の区域のうち次に掲げる地域以外の地域 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた工業専用地域 (2) 関西国際空港の敷地 (3) 工業用の埋立地のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
--------	--

表 3. 4. 22 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

「振動規制法施行規則」
(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)
(最終改正：平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号)

項 目		規制の基準
振動の大きさ	基準値	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75dB を超える大きさのものでないこと
作業ができない時間	一号区域	午後 7 時～午前 7 時
	二号区域	午後 10 時～午前 6 時
1 日の作業時間	一号区域	10 時間以内
	二号区域	14 時間以内
同一場所における作業時間		連続して 6 日以内
日曜・休日における作業		禁止
備考 「一号区域」、「二号区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。 (1) 一号区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内の範囲 (2) 二号区域 前号に掲げる区域以外の区域		

③ 道路交通振動の限度（要請限度）

振動規制法では、自動車の走行に伴い発生する道路交通振動の限度（要請限度）が定められている。区域の指定と要請限度は表 3. 4. 23 および表 3. 4. 24 に示すとおりである。

事業計画地周辺は市街化調整区域であるため、第 1 種区域となる。

表 3. 4. 23 道路交通騒音の限度に係る区域の指定

「振動規制法に基づく地域の指定」
(平成22年9月24日 泉南市告示第71号)

指定する区域	市の区域のうち次に掲げる地域以外の地域 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた工業専用地域 (2) 関西国際空港の敷地 (3) 工業用の埋立地のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
--------	--

区域の区分	該当地域
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（関西国際空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。）
第2種区域	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）及び工業地域および工業専用地域（関西国際空港の敷地を除く。）

表3. 2. 24 道路交通振動の限度（要請限度）

「振動規制法施行規則」
(昭和51年11月10日 総理府令第58号)
(最終改正：平成23年11月30日 環境省令第32号)
「振動規制法に基づく地域の指定」
(平成22年9月24日 泉南市告示第71号)

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

(4) 悪臭

① 悪臭防止法に基づく地域指定

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条および第4条の規定に基づき、工場・その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出（漏出を含む）を規制する地域および規制基準が定められており、泉南市は全域が規制する区域に定められている。

規制する地域の指定および規制基準は表3. 4. 25に示すとおりである。

なお、参考として表3. 4. 26には、臭気指数規制地域を除く地域に適用される特定悪臭物質の敷地境界線濃度規制値を示す。

表3. 4. 25 悪臭防止法に基づく規制地域の指定および規制基準

「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準」
(平成22年9月24日 泉南市告示第76号)

1. 規制地域	泉南市の全域
2. 規制基準	(1) 法第4条第2項第1号の規制基準 臭気指数 10 (2) 法第4条第2項第2号の規制基準 省令第6条の2に規定する方法により算出した臭気排出強度または臭気指数とする。 (3) 法第4条第2項第3号 省令第6条第3に規定する方法により算出した臭気指数とする。

省令：悪臭防止法施行規則（昭和47年5月30日 総理府令第39号）

表 3. 4. 26 悪臭防止法に基づく規制基準（参考）

「悪臭防止法施行規則」
(昭和47年5月30日 総理府令第39号)
(最終改正：平成20年12月1日 環境省令第16号)
「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準」
(平成18年5月26日 大阪府告示第1229号)
(最終改正：平成23年3月22日 大阪府告示第338号)

特定悪臭物質の種類	規制基準値 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

排出口における規制基準は、アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエンおよびキシレンの13物質について定めている。

規制基準値は、悪臭物質の種類ごとに次の算出式によって求められた流量である。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した m³/h）

He：補正された排出口の高さ（単位 m）

Cm：法第4条第1項第1号の規制基準として定められた敷地境界における規制基準値（単位 ppm）

ただし、補正された排出口の高さが5m未満となる場合については、この式は適用されない。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{\left(1 + \frac{2.58}{V}\right)}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log_{10} J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

He：補正された排出口の高さ（単位 m）

Ho：排出口の実高さ（単位 m）

Q：温度15度における排出ガスの流量（単位 m³/s）

V：排出ガスの排出速度（単位 m/s）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(5) 景観

「大阪府環境条例（平成10年10月、大阪府条例第44号）」（以下、「条例」という。）は、景観形成に関し、府、事業者および府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携および協力のもとに府民の生活および文化の反映である都市の景観、歴史的景観および自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間および豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的としている。

条例第7条に基づき策定された「大阪府景観形成基本方針（平成20年4月、大阪府）」では、景観形成の基本目標を以下のとおり掲げている。

－基本目標－

“美しい世界都市大阪の実現”

- 1 風格があつてにぎわう個性と魅力に富む都市空間の創造
- 2 うるおいがあり、愛着を持って住み、働くことができる生活空間の創造
- 3 次世代に継承することのできる美しい地域環境の保全

基本目標を達成するために次に示す景観形成の基本方針を掲げている。

①自然形成の基本方針

『大阪の骨格となる自然軸である「水と緑」の景観の構造を保全し、創造し、育成する』

②社会経済的特性に対する基本方針

『個性と魅力のある都市軸、市街地等の景観を創造し、育成する』

③歴史文化的特性に対する基本方針

『世界に誇ることができる歴史・文化等の大阪固有の景観を保全し、創造し、育成する』

景観形成を推進する地域として、軸景観（山並み・緑地軸）が挙げられており、景観形成の方向として以下のような考え方に配慮することとなっている。

- 山頂、山稜、山際線や市街地に連なり、その背景となっている丘陵や段丘の斜面緑地の保全・育成
- 山間の建造物等（建物、道路、鉄道、鉄塔等）は、自然景観と違和感のない色彩や形態等、市街地（特に視点場）からの見え方や自然景観との調和に配慮
- 自然景観を成り立たせている生態系を含め、自然環境に配慮

景観法（平成16年法律第110号）に規定する「景観計画地域」が指定されているが、対象事業区域は指定対象外である。

また、公共事業を行う際の指針となる「大阪府公共事業景観形成指針（平成20年10月）」では、公共建築物に対して以下のような景観形成指針を示している。

- 周辺景観との調和、道路との一体的な景観形成、地域性を活かしたデザインなど、景観作りの手本として良好な景観形成を行う。
- 建築物周辺の付帯物（高架水槽、ダクト類、エアコン室外機等）については、建築物との一体化や敷地の外から見えない位置への配置など、外観に配慮する。
- 上部利用可能な施設の上部利用や広場の設置など、周辺景観と調和し、開かれた外部空間作りを進める。
- 駐車場、駐輪場およびごみ置き場等を敷地の外から見える場所に設置する場合は、植栽により修景し、又は建築物等と一体化するなど、外観に配慮する。
- 敷地内の緑化等を推進することでヒートアイランド対策など環境に配慮し、都市のアメニティ創造並びに景観向上に努める。
- 敷地周辺にある緑との連続性や安全面等に配慮しつつ、道路に面する敷地に緑を適切に配置する等、植栽する樹木の位置、種類、形状等を検討する。
- 適切な維持管理を行い、外観を美しく保つとともに、耐震改修等の際にも、外観に配慮する。